

非認定処分審査請求にかかるとる

口頭意見陳述

二〇二一年十二月十七日

特定非営利活動法人 日本国際親善協会

理事長 伊瀬洋昭

当団体は、令和元年度外務大臣表彰を理事長がいただくなど、海外での子どもたちの教育支援を通じて、責任ある外国人材受入れの適正化をめざし、在外公館とも連携した活動の実績が評価されているNPOであります。

外務大臣表彰は、「その功績を讃えるとともに、その活動に対する一層の理解と支持を日本国民の各層にお願いする」ことを目的としており、認定NPOと認められることに、協力企業や個人、NPOの支援を心待ちにする国内外のステークホルダーなどから、大きな期待が寄せられています。

私たちは、このような期待に応えるため、NPOとしての国際親善事業を推進する傍ら、認定の取得に向けて、十年近い年月をかけ、涙ぐましい努力を重ねてきました。

認定を取れたら寄付をいただけるよう寄付予定者に約束はいたしましたが、現状では、わずかな寄付等に支えられながら、多くの会員や支援者の皆様の無償のボランティアに支えられて運営してきました。

小さなNPOは、職員の雇用すらできない財政状況のところかほとんどです。

今回、指摘された職員貸金規程にしても、平成二十四年当時、それまで貸金すらだせなかった無償ボランティアの方へ給与を出すにあたって、適正な労働契約を結ぶ必要から、他の会社の貸金規程をベースに急ぎ作成したものでした。そのため規程に利益という文言が残っていたことに気づきませんでした。

今回問題視された賞与についても、大きな赤字が例年続く状況にありながら、少しでも功労に報いようと、二年の間に合計九万円をなんとかねん出して賞与として職員三人に支給したに過ぎないものでありました。このことが「利益の配分」に

当たらないことは誰が見ても明らかです。

処分庁の主張されるような、利益を配分するなどの意図は、みじんもございませんでした。

貸金規程については所轄庁への報告義務もなく、労働契約法の要件を満たし十人未満であれば労基署への届出すら義務付けのない内部規程であるため、手つかずになっていました。

「貸金規程のこの部分は、不適切であるので修正してください」というご指導をいただければすぐに気づいて直したのですが、その機会もいままで全くありませんでした。

ちなみに、都のガイドブック本編、認定編いずれにも、また内閣府のQ & Aにも、職員の賃金規程に関する注意喚起は皆無です。

規模の小さなボランティア組織に、非の打ちどころのない完璧な規程類の作成を期待できないでしょう。だからこそ所轄庁の温かい指導が必要なわけではありませんか？

役員報酬規程や職員賃金規程の備え置き・閲覧、及び各事業年度終了後の提出が義務づけられているのは、認定された後であり、認定時に必要な指導が行われると伺っております。

現地調査で「貸金規程が法令違反」と指摘された際に、「参考にしたかったのでモデル貸金規程がありますか？」と尋ねたところ「そのようなものはありません」というつれない返事でした。

平成二四年に作成したままになっていた貸金規程は、平成二八、二九年度を実績評価期間とした申請の現地調査の際に示した閲覧資料綴の中にきちんといれてありました。また、二九・三〇年度を実績評価期間として申請した際の現地調査においてもきちんといれて提示してありました。

しかし、過去二回の現地調査では貸金規程に関する指摘は全くありませんでした。

今回、事前指導による修正を経て、指摘された事項をすべてクリアしていたにもかかわらず、いままでに指摘のなかった職員貸金規程の文言が過去にさかのぼって法令違反であり、認定できないとの指摘。

具体的にどの条項に違反しているのかを根拠を問うたところ、「利益」という言葉が規定にあることが法令違反だと一点張り。

「前回のように修正はできません。令和二年度まで貸金規程が法令に違反していたので、令和三年・四年度を実績評価期間とする五年度の申請までは受け付けられません」とのこと。

このような「申請」、「取下げ」の繰り返しが続くのであれば、多大な労力を払って誰が申請しますか？

これではNPOいじめではありませんか？

具体的な法令違反条項が不明であるので、後日説明を求めたところ、「法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実」があったから、との返事。認定申請書類第七表の実績評価期間及び申請時に「無」としたことが事実と反するというのでしうか？

事務局長が十二月三日付けで「所轄庁である東京都知事の判断基準、根拠等を具体的に明記している文書」の開示を求めたところ、「ホームページで公表しており、各基準は、特定非営利活動法人ガイドブック（認定編）に詳細を記載している」

との回答がありました。

ガイドブックの二一頁には何と明記してありますか？

第7表の記載要領の補足として、「法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実」は「例えば、法第四二条にもとづく所轄庁の改善命令に違反する場合などが該当します」と明記されています。改善命令にも従わないような重大な法令違反を指しているのではありませんか？

今回の「貸金規程が法令に違反しているので認定できない」という判断も、以前の現地調査時の際の「不適正な経理であるので認定できない」との判断も、法令違反の重大さの判断の基準をどこにおき、現地調査員に委ねているのでしょうか？

平成二八・二九年度を実績評価期間として申請した際には、ベトナムの困難な子供への学資支援で育った両親のいない学生の日本留学教育準備金が貸付金として計上されていなかった、ことをもって「不適正な経理」とみなされ、事業と密接に関連する貸付金であったことがその場で判明したにもかかわ

らず取下げるか選択を迫られました。

また、二九年・三〇年度を実績評価期間として申請した際の現地調査においては、実績評価期間後の三一年度決算書のなかで振替口座手数料が翌年度四月一日に計上されていたため、「不適正な経理」とみなされ、取り下げますかと問われました。その場で、翌年度に計上されていることが書類上確認できたにもかかわらずです。

私どもは、NPO法に則り、緊急理事会と総会を開催し、決算書を修正し、急ぎ所轄庁に事業報告書の再提出をいたしました

ところ、再提出の必要はありません、差替えて結構です、と簡単に受理されました。ところが、そのことが所轄庁内で情報が共有化されておらず、そのことを知らない担当者から取下げはどうなったかの問い合わせがあり、所轄庁に赴いたところ、「こんなことをされたのは初めてだ！困っちゃうなあ！」とのお話でした。この経緯について、なぜ二週間で取下げさせなかったのか上司に叱られたとのお話が、その後現地調査が継続された際に現地調査員からありました。所轄庁として組織的に取下げさせるよう強く指導しているのではないですか？

これが、認定審査の実態であり、多くの認定申請をする東京都のNPOを悩ませ、憤慨させていることを、所轄庁として、しかとご認識いただきたい。

私どもは、「現地調査員が判断基準として用いるマニュアルやチェックリストあるいはそれに類するもの」の情報開示を請求いたしました。二週間たった今も、「開示請求として受け取り、手続きを進める」との回答だけで、未だに開示されていません。あるのかないのかもわからずじまいです。

このように判断基準が不明ななかで、クリアしようと思っ

たら、所轄庁OBのコンサルや議員の口利きに頼るような憂うべき不公正な事態を誘発させることになりませんか？

ガイドブックを隅から隅まで熟読のうえ、長年にわたり時間と労力をかけて準備し、多くの寄付予定者の約束を取り付け、NPOの活動を心待ちにしている多くのステークホルダーズの期待を盛り込んだ申請を、現地調査員のその場の判断で、「認定できません、取り下げますか？」と軽く扱っていたのかと愕然とするものです。おかしいです。

この事を小池都知事はご存じでしょうか？

このような認定制度の運用の実態について、議員立法で全会一致で成立させ、NPOの活動に期待を寄せている各会派の議員や専門家の方は、制定趣旨と乖離したこうした状況をお聴きになるとたいへん驚かれ、本件の審査請求に係る審理の推移に関心をもたれていらっしゃると思います。

特に、多くの申請が取下げを求められ、私どもの申請が東京都の三例目の不認定事例となったこと、再弁明書にあるような「所轄庁における取下げ率は法人数の違いに起因する」という、認定制度の趣旨を明らかに逸脱し、所轄庁の責務を放棄し

たとも受け取れる主張に驚かされます。

申請人の伊瀬は、大学の講義や地方自治体の汚職等非行防止研修、コンプライアンス研修の講師として、コンプライアンスはステークホルダーズの期待に適應することだと説明し、みずからも実践してきました。あなたの組織の業務によって影響を受けるステークホルダーは誰ですか？とまず尋ね、考えていただきます。都民生活部管理法NPO推進行政の社会的ステークホルダーとして誰を想定していますか？

広域行政のため、見えにくくなっているかもしれませんが、

NPOの活動に期待を寄せる国内外の多くの皆さんの熱い期待を感じていただきたいのです。

様々な困難者への支援、責任ある外国人受入れが叫ばれる中で、行政や企業がなしえない活動に取り組む当法人のよう
なNPOの役割がますます重視されていることは言を俟ちま
せん。

東京都においても、NPO活動を推進する立場から、認定
取得を丁寧に指導し、エンカレッジする姿勢に一刻も早く改
めていただきたい。

東京都として、行政不服審査制度というコンプライアンス内部統制システムを適正に働かせ、私どもの審査請求を「認容」し、日本国際親善協会を「認定」いただき、今後、適切なご指導のもとで、国際交流社会貢献事業を進めるべく温かく対応いただくことを期待します。

最後に、「過ちを改むるに憚ることなかれ」と申し上げ、私の意見陳述を終わります。

《資料》 情報開示請求について

十二月三日に東京都に対して、情報公開条例に基づく二件の開示請求を行った。

① NPO法人の認定審査に伴う現地調査において、現地調査員が判断基準として用いるマニュアルやチェックリストあるいはそれに類するもの

(具体的には、「特定非営利活動法人ガイドブック」(東京都生活文化局)や「認定基準等チェック表」の記載要領、「NPO法Q&A」(内閣府)に記載がない項目について、どのような事項が求められるかをNPOが把握するために必要なもの)

② NPO法人の認定不認定の判断における、所轄庁である東京都知事の判断基準、根拠等を具体的に明記している文書

(事前に所轄庁が認定をするにあたってどのようなことを重視しているのかについてNPOが把握し、運営の適正化を図ることができるところ。これにより申請の数や認定の取り下げも減ることにつながり、所轄庁、認定申請をする特定非営利活動法人双方の負担の軽減となることを目的とする)

東京都生活文化局の担当の竹田氏より、12月6日・15日に、申請者の足立へ開示請求に関する確認の連絡があった。概要は左記のとおり。

① 「NPO法人の認定審査に伴う現地調査において、現地調査員が判断基準として用いるマニュアルやチェックリストあるいはそれに類するもの」については、**開示請求として受け取り、手続きを進めるとのこと**

② 「NPO法人の認定不認定の判断における、所轄長である東京都知事の判断基準、根拠等を具体的に明記している文書」という公文書ですが、東京都のホームページで公表しております。

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npou_houjin/certification/0000001141.html

各基準は、特定非営利活動法人ガイドブック（認定編）に詳細を記載しております。

したがって、東京都情報公開条例第一八条に該当し、他の制度等により閲覧できるため、公文書の開示対象外となります。お手数ですが、本システムにおいて、取下げを行っていただきますようお願いいたします。

当法人が提出した認定申請書類（2020年3月提出） 第7表

認定基準等チェック表（第7表）

| | | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実 | | | | | | チェック欄 ○ |
| 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無 | | | | | | |
| a | b | c | d | e | f | 申請時 |
| 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

東京都 特定非営利活動法人ガイドブック（認定編） 211頁（平成29年3月版）

「認定基準等チェック表」（第7表）記載要領

| 項目 | 記載要領 | 注意事項 |
|------|------------------|--|
| 各種内容 | 該当する一方を「○」で印します。 | 「有」から「無」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「有」から「無」）を示したものです。 |

記載要領の補足

- 「認定基準等チェック表」（第7表）において、**法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実**には、例えば、**法第42条に基づく所轄庁の改善命令に違反する場合などが該当します。**

図 所轄庁別 不認定数、認定申請取下げ数及び申請取下げ率の比較

(処分行反論書(資料7)の2021年5月31日現在の統計を用いて作成)

